○鳥取県屋外広告物条例

昭和37年７月18日

鳥取県条例第31号

改正　昭和39年３月30日条例第５号

昭和40年３月26日条例第19号

昭和40年６月18日条例第29号

昭和40年10月20日条例第42号

昭和43年６月18日条例第30号

昭和45年３月27日条例第23号

昭和46年７月15日条例第31号

昭和49年２月26日条例第７号

昭和51年３月30日条例第20号

昭和58年３月８日条例第16号

昭和59年10月９日条例第28号

昭和60年10月11日条例第27号

昭和61年３月22日条例第24号

平成元年３月24日条例第12号

平成４年３月24日条例第５号

平成４年３月24日条例第14号

平成５年３月26日条例第３号

平成８年３月26日条例第12号

平成８年12月24日条例第24号

平成11年３月12日条例第11号

平成11年12月24日条例第35号

平成14年３月29日条例第34号

平成14年７月９日条例第48号

平成15年３月18日条例第19号

平成16年12月28日条例第78号

平成19年３月16日条例第14号

平成19年３月16日条例第27号

平成23年３月18日条例第15号

平成23年12月20日条例第63号

平成24年３月23日条例第22号

平成25年３月26日条例第16号

平成29年12月26日条例第45号

令和２年７月３日条例第42号

鳥取県屋外広告物条例をここに公布する。

鳥取県屋外広告物条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和24年12月鳥取県条例第81号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第１条の２）

第２章　広告物等についての規制（第１条の３―第７条の５）

第３章　監督（第８条―第10条）

第４章　屋外広告業の登録等（第10条の２―第10条の18）

第５章　屋外広告物審議会（第11条―第16条）

第６章　罰則（第17条―第22条）

第７章　雑則（第23条―第25条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。

（定義）

第１条の２　この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第２章　広告物等についての規制

（広告物等の原則）

第１条の３　広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害すおそれのないものでなければならない。

２　広告物等は、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものでなければならない。

（禁止）

第２条　次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(１)　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第４条第１項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域

(２)　古墳又は墓地

(３)　道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

(４)　東郷池及びこれから200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。）

(５)　空港に接続する200メートル以内の地域で当該空港から展望できる場所

(６)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定により定められた風致地区

(７)　鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第８条第２項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域

２　次に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(１)　橋りょう及び高架構造物

(２)　街路樹及び路傍樹

(３)　形像及び記念碑

(４)　信号機、道路標識及び道路上のさく

(５)　郵便ポスト及び公衆電話ボックス

３　次に掲げる物件に、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

(１)　電柱、電話柱及び街灯柱

(２)　アーチの支柱及びアーケードの支柱

（制限）

第３条　次に掲げる地域又は場所（前条第１項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(１)　都市計画法第５条の規定により指定された都市計画区域のうち知事が指定する区域

(２)　自然公園法（昭和32年法律第161号）第５条第１項の規定により指定された国立公園の区域

(３)　道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

(４)　鳥取県景観形成条例第８条第２項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域

２　前項の規定による許可の期間は、２年を超えることができない。

３　知事は、前項に規定するもののほか、第１項の規定による許可に、良好な景観を形成し、若しくは美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

４　第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、遅滞なく、第７条の３第１項の点検の結果の記録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第１項において準用する同法第７条第４項の規定による検査が行われ、同法第88条第１項において準用する同法第７条第５項の検査済証の交付を受けた広告物等にあっては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

５　第１項の許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、第７条の３第２項の点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。この場合においては、第２項及び第３項の規定を準用する。

（適用の除外）

第３条の２　次に掲げる広告物等については、前２条の規定は、適用しない。

(１)　法令の規定により表示し、又は設置されるもの

(２)　公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置されるもの

(３)　前２号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの

２　次に掲げる広告物等については、第２条第１項及び前条の規定は、適用しない。

(１)　自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの

(２)　自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの

(３)　はり紙又ははり札等で規則で定める基準に適合するもの

(４)　一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの

(５)　前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの

３　自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第１号に掲げるものを除く。）については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第２条第１項の規定は、適用しない。

４　前条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の内容の変更）

第４条　第３条第１項又は前条第３項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

２　第３条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の基準）

第５条　第３条第１項、第３条の２第３項及び前条第１項の許可の基準は、規則で定める。

（許可証票のちょう付）

第６条　第３条第１項、第３条の２第３項又は第４条第１項の規定により許可を受けた者は、当該広告物等に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

（告示）

第７条　知事は、第２条第１項第１号、第３号、第４号若しくは第７号若しくは第３条第１項第１号、第３号若しくは第４号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止するときは、その旨を告示するものとする。

（管理義務）

第７条の２　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

（点検義務）

第７条の３　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法第88条第１項において準用する同法第７条第４項の規定による検査が行われ、同法第88条第１項において準用する同法第７条第５項の検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

２　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

（広告物等の表示の方法等の基準）

第７条の４　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及び掲出物件の形状その他設置の方法並びにこれらの維持の方法について別表で定める基準に従い、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又は管理しなければならない。

（除却義務）

第７条の５　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、又は第９条の２の規定により許可が取り消されたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

２　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間内であっても、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

３　この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第３章　監督

（違反等に対する措置）

第８条　知事は、第２条、第３条第１項、第４条第１項、第７条の３、第７条の４若しくは前条第１項若しくは第２項の規定若しくは第３条第３項（第３条第５項、第３条の２第４項又は第４条第２項において準用する場合を含む。第９条の２において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

２　知事は、広告物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物等を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。

(１)　汚染、変色等により美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められるに至ったとき。

(２)　朽廃、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

第９条　知事は、前条の規定により掲出物件の除却を命じようとする場合において、当該掲出物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、30日以上の期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

（許可の取消し）

第９条の２　知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(１)　第３条第３項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(２)　第４条第１項の規定に違反したとき。

(３)　第８条の規定による命令に違反したとき。

(４)　不正な手段により許可を受けたとき。

（立入検査等）

第９条の３　知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第９条の４　法第８条第２項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(１)　保管した広告物等の名称又は種類及び数量

(２)　保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時

(３)　その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(４)　前３号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

第９条の５　法第８条第２項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(１)　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日（法第８条第３項第１号に規定する広告物にあっては、５日）を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。

(２)　法第８条第３項第２号に規定する広告物等について、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。

２　知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

（広告物等の価額の評価方法）

第９条の６　法第８条第３項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第９条の７　法第８条第３項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第９条の８　法第８条第３項各号で定める期間は、次のとおりとする。

(１)　法第７条第４項の規定により除却された広告物等　２日

(２)　特に貴重な広告物等　３月

(３)　前２号に掲げる広告物等以外の広告物等　２週間

（経過措置）

第10条　一の地域若しくは場所又は物件が第２条に規定する地域若しくは場所又は物件（以下「禁止地域等」という。）となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等については、禁止地域等となった日から６月間（第３条第１項又は第４条第１項の規定により許可を受けていた広告物等については、当該許可期間）は、同条の規定は適用しない。

２　一の地域又は場所が第３条第１項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）となった際、現に表示され、又は設置されていた広告物等については、制限地域等となった日から６月間は、同項の規定は適用しない。その期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その申請について制限地域等となった日から６月経過後に許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

第４章　屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第10条の２　鳥取市の区域以外の県の区域（以下「県所管区域」という。）内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

２　前項の登録の有効期間は、５年とする。

３　前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

４　前項の更新の登録の申請があった場合において、第２項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分が行われるまでの間は、なおその効力を有する。

５　前項の場合において、更新の登録が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第10条の３　前条第１項又は第３項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(１)　氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(２)　県所管区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(３)　法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(４)　未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名）

(５)　第２号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称

２　前項の申請書には、登録申請者が第10条の５第１項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第10条の４　知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

(１)　前条第１項各号に掲げる事項

(２)　登録年月日及び登録番号

２　知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第10条の５　知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の３の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(１)　第10条の15第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

(２)　登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが、第10条の15第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

(３)　第10条の15第１項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(４)　この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(５)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者

(６)　屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(７)　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

(８)　第10条の３第１項第２号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

２　知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第10条の６　屋外広告業者は、第10条の３第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が第10条の３第１項第３号から第５号までに掲げる事項の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が前条第１項各号のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。

３　第１項の規定により知事に提出する届出書には、同項の規定による届出に係る事項が前条第１項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第10条の７　知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（廃業等の届出）

第10条の８　屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第１号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(１)　死亡した場合　その相続人

(２)　法人が合併により消滅した場合　その法人の代表者であった者

(３)　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

(４)　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人

(５)　県所管区域内において屋外広告業を廃止した場合　屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者

２　屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第10条の９　知事は、前条第２項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第10条の15第１項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

（講習会）

第10条の10　知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

２　前項の講習会において講習を受けようとする者は、受講手数料を納付しなければならない。

３　前項の受講手数料の額は、4,400円とする。

４　前３項に定めるもののほか、第１項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の選任等）

第10条の11　屋外広告業者は、第10条の３第１項第２号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(１)　法第10条第２項第３号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(２)　前条第１項の講習会の課程を修了した者

(３)　他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市が行う法第10条第２項第３号ロの講習会の課程を修了した者

(４)　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第３項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第１項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第１項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者

(５)　知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

２　業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。

(１)　この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(２)　広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(３)　第10条の13に規定する帳簿の記載に関すること。

(４)　前３号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第10条の12　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第10条の13　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第10条の14　知事は、県所管区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（登録の取消し等）

第10条の15　知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(１)　不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

(２)　第10条の５第１項第２号又は第４号から第８号までのいずれかに該当することとなったとき。

(３)　第10条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(４)　前３号に掲げるもののほか、この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

２　知事は、前項の規定により登録を取り消し、又は営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知するものとする。

（監督処分簿の備付け等）

第10条の16　知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供するものとする。

２　知事は、前条第１項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

（報告及び検査）

第10条の17　知事は、特に必要があると認めるときは、県所管区域内において屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（登録手数料）

第10条の18　登録申請者は、１件につき１万円の手数料を納めなければならない。

第５章　屋外広告物審議会

（設置及び所掌事務）

第11条　知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、前項に規定する事項について、知事に建議することができる。

（組織）

第12条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が委嘱し、又は任命する。

(１)　学識経験者　８人

(２)　商工会議所関係者　２人

(３)　広告業者　３人

(４)　関係行政機関の職員　２人

（任期）

第13条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第14条　審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第15条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営に関する細則）

第16条　この章に規定するものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第６章　罰則

（罰則）

第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(１)　第10条の２第１項又は第３項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(２)　不正の手段により第10条の２第１項又は第３項の登録を受けた者

(３)　第10条の15第１項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

第18条　第８条第１項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(１)　第２条又は第３条第１項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(２)　第４条第１項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者

(３)　第７条の５第１項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者

(４)　第８条第２項の規定による命令に違反した者

(５)　第10条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(６)　第10条の11第１項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(１)　第９条の３第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(２)　第10条の17第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第21条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第17条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第22条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(１)　第10条の８第１項の規定による届出を怠った者

(２)　第10条の12の規定による標識を掲げない者

(３)　第10条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第７章　雑則

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）

第23条　法第28条の規定に基づき、法第３条から第５条まで、第７条及び第８条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、倉吉市が処理することとする。

２　倉吉市の区域については、第２章及び第３章の規定は、適用しない。

（経過措置）

第24条　この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（委任）

第25条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和37年10月１日から施行する。ただし、第４章の規定は、昭和38年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、改正前の鳥取県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により許可を受けた広告物又は広告物を掲出する物件は、その許可期間満了のときまでは、なお従前の例による。

３　この条例施行の際、現に存する広告物又は広告物を、掲出する物件で改正後の条例第３条第１項の規定により新たに許可を要することとなったものについては、この条例施行の日から起算して６月間は、同条の規定により許可を受けたものとみなす。その期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。

４　この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた許可以外の処分又は申請は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は申請とみなす。

５　この条例施行の際、旧条例の規定により委嘱又は任命され現にその職にある審議会の委員は、改正後の相当規定によりそれぞれ委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期の残存期間とする。

６　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和39年条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年条例第23号）

この条例は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年条例第７号）

１　この条例は、昭和49年４月１日から施行する。ただし、第２章の次に１章を加える改正規定のうち第10条の３及び第10条の５に係る部分並びに第18条の改正規定は、昭和49年７月１日から施行する。

２　昭和49年７月１日において現に屋外広告業を営んでいる者は、同年同月31日までの間は、改正後の屋外広告物条例第10条の３第１項の届出をしないで、引き続き屋外広告業を営むことができる。

附　則（昭和51年条例第20号）

１　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和58年条例第16号）抄

（施行期日）

１　この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年条例第28号）抄

１　この条例は、昭和59年11月１日から施行する。

附　則（昭和60年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年条例第24号）抄

（施行期日）

１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（平成元年条例第12号）

１　この条例は、平成元年７月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの条例による改正前の鳥取県屋外広告物条例第10条の規定により適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件で、施行日においてこの条例による改正後の鳥取県屋外広告物条例第２条第２項又は第３項の規定により新たに禁止されることとなるものについては、同条第２項及び第３項の規定にかかわらず、施行日から６月間は、なお従前の例による。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成４年条例第５号）

この条例は、平成４年５月１日から施行する。

附　則（平成４年条例第14号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年条例第３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第12号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。ただし、第16条中第17条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、第20条の規定は同年５月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第24号）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。ただし、第10条の５第１項第１号の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成11年条例第11号）抄

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年条例第35号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年条例第48号）

（施行期日）

１　この条例は、平成14年10月１日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

２　鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成15年条例第19号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年条例第78号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

２　鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成19年条例第14号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(１)　第１条中第２条第１項第１号の改正　平成19年４月１日

(２)　第１条中目次の改正（「・第１条の２」を加える部分を除く。）、第２条第３項、第３条の２第２項第３号、第７条の３、第８条第１項、第４章、第６章及び第７章の改正並びに別表を加える改正並びに第２条の規定　平成19年10月１日

（適用区分）

２　第１条による改正後の鳥取県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第２条第３項、第３条の２第２項第３号、第７条の３及び第８条第１項の規定は、平成19年10月１日（以下「実施日」という。）以後に表示され、又は設置される広告物等（実施日前に表示され、又は設置されたが、実施日以後に、当該表示若しくは設置の場所の変更又は新たな広告物等の表示若しくは設置と同等と認められる表示若しくは設置の方法の変更が行われる広告物等（以下「全面更新広告物等」という。）を含む。）について適用し、同日前に表示され、又は設置された広告物等（全面更新広告物等を除く。）については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　実施日の前日において第１条による改正前の鳥取県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第10条の２の規定に基づく届出をして屋外広告業を営んでいる者（以下「届出業者」という。）は、実施日から６月間（当該期間内に新条例第10条の５第１項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日の前日までの間）は、新条例第10条の２第１項の規定にかかわらず、同項の規定による登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。届出業者が、実施日から６月を経過する日までに当該登録の申請をした場合において、同日までに当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われないときも、当該処分が行われるまでの間は同様とする。

４　届出業者に係る変更等の届出、講習会修了者等の設置並びに指導、助言及び勧告については、実施日から６月間（当該期間内に新条例第10条の５第１項の規定に基づく登録の拒否の処分があったとき、及び当該期間内に新条例第10条の２第１項の規定による登録の申請をし、当該期間の経過後に当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われたときは、それらの処分が行われる日の前日までの間）は、旧条例第10条の２第２項、第10条の４及び第10条の５の規定の例による。

５　実施日の前日において旧条例第10条の４第１項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第10条の11第１項各号に掲げる者とみなす。

６　実施日前に行われた行為及び届出業者が実施日以後附則第４項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成23年条例第15号）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。ただし、附則第７項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

２　鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成23年条例第63号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成24年規則第56号で平成24年10月１日から施行）

附　則（平成24年条例第22号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。ただし、第１条中鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第４条の改正規定、第６条第１項の改正規定（同項第５号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）及び第15条の改正規定並びに第２条中鳥取県屋外広告物条例第10条の５第１項の改正規定（同項第５号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）、第10条の６の改正規定及び第10条の15の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年条例第16号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成29年条例第45号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

５　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和２年条例第42号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１条中鳥取県屋外広告物条例第２条及び第７条の２の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の鳥取県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第３条第５項（新条例第３条の２第４項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に第１条の規定による改正前の鳥取県屋外広告物条例の規定により行われた新条例第３条第５項の許可の更新に相当する許可の申請については、なお従前の例による。

別表（第７条の３関係）

広告物等の表示の方法等の基準

１　広告物等（当該広告物等に付随して設置される支柱、照明その他の設備を含む。以下同じ。）が倒壊、離、破損、落下又は傾斜をする然性の高いものでないこと。

２　広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(１)　路面から広告物等の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあっては4.7メートル以上、道路の歩道の部分にあっては2.5メートル以上であること。

(２)　突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.7メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル）以下であること。

３　広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。

４　広告物の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物については、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、第３条第１項に規定する地域又は場所のうち規則で定める地域又は場所にあっては、この限りでない。

(１)　１面の表示面積の２分の１を超えて、規則で定める彩度以上の色を使用しないこと。

(２)　広告物に照明、ネオンその他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、点滅させ、又は回転させないこと。

５　その他規則で定める事項を遵守すること。